

国語教育史学会

入会案内

1 . 趣旨	1
2 . 例会	1
3 . 会員	2
4 . 入会方法	2
5 . 会則	3
6 . 規定	5
7 . 入会申込書	9

国語教育史学会 会長 田近洵一

〒169-8050 新宿区西早稲田1 - 6 - 1 03-5286-1562

090-8809-5303 (田近携帯)

メール mail@kokugokyouikushi.org

<http://www.kokugokyouikushi.org/>

1 . 国語教育史学会

国語教育の歴史を鑑みると、そこには現在にもつながるさまざまな問題があります。歴史を歴史として整理するだけでなく、これからの教育に活かす文化としてとらえる必要があると思います、国語教育の歴史研究をしていくことで、国語教育の本質を捉えることを目的として学会は発足いたしました。

さまざまな教育主義が適用される国語教育界において、一つの方法や見識に囚われることなく、広く学問として研究を位置付けるために、発表と協議によってお互いの認識を深めていくのが会の目的です。発表の討議についても、質疑応答だけではなく、発表者の今後の研究に関する方向性や、情報提供、そして問題点の掘り起こしなど、お互いに意見を出してあって発表内容を深めていくことをします。

研究者のみならず実践者の意見など、さまざまな話し合いができよう、例会に参加する資格は問いません。どなたでも参加できます。

例会は年6回以上開催し、「研究」と「資料紹介」との区分で発表を行います。また、一年に一度、その成果として研究紀要を発行いたします。紀要は複数名による査読制をとり、学術論文誌（ISSN 1345 - 2924）として刊行します。

国語教育史学会はその成果を例会、紀要、ホームページで公開していきます。ご賛同いただける方は、どうぞご入会下さい。

2001年度役員

顧問	倉澤栄吉、古田東朔、野地潤家、大平浩哉
会長	田近洵一
理事	浜本純逸、府川源一郎、吉田裕久、牛山恵、甲斐雄一郎、小原 俊、黒川孝広
事務局	黒川孝広、渡辺通子、坂口京子、前田健太郎、工藤哲夫
編集委員会	小原 俊、黒川孝広、石毛慎一、北林 敬

2 . 例会

例会は会員でなくても誰でも参加できます。

会員は例会の案内の送付や、研究紀要の割引購入などの利点があります。

会員は当日無料で参加できます。会員以外の方は、資料代として1回500円の資料代をお願いいたします。

発表者を募集いたします。内容は、「研究」と「資料紹介」です。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

例会の案内をメールで送付するサービスがあります。これは、会員にならなくても、どなたでも受け付けます。事務局までメールでお問い合わせ下さい。

3 . 会 員

国語教育史学会は国語教育史に関心を持つ方なら、どなたでも入会できます。入会方法は下記をご覧ください。会員期間は、4月から3月までです。年度途中の入会も、年間会費をいただきます。2、3月に入会される方は、入会年度を明記下さい。どちらの会員かを明記してください。

会 員 3,000円

特別例会会員 1,000円 (役員被選挙権がありません。紀要の送付がありません)

特別例会会員が紀要を購入する場合は、実費で頒布します。非会員も紀要を購入できます。特別例会委員で紀要を購入すると、会員よりも割高になります。

会員登録を済ませ、会費を納入の方は次の特典があります。

例会・大会の案内をいたします。(郵送、電子メールなど)

例会に無料で参加できます。

紀要を無料で1部受け取ることができます。(会員のみ)

例会に自由に発表できます。

例会は会員に限らずとも参加できます。その場合は当日、資料代(500円)をいただきますが、ご了承下さい。

4 . 入会方法

末尾にある入会申込書を事務局まで郵送なさるか、メールでご連絡下さい。

会費を郵便振替にて送金下さい。

口座番号 00110 6 190496

加入者名 国語教育史研究会

金 額 3,000円 (特別例会会員は1,000円)

通信欄 何年度入会、会員・特別例会会員の別を明記下さい。

入会申込書(最終ページにあります)に必要な事項を記入の上、例会事務局まで返送下さい。

169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学教育学部 田近洵一研究室

国語教育史学会

例会で入会申し込みができます。各、例会会場で、受付にてお申し出下さい。

5 . 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称を「国語教育史学会」とする。

(所在)

第2条 本会に事務局をおく。本会の所在地を事務局の住所とする。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は国語教育史を科学的に研究すること、国語教育を理論的に研究すること、国語教育史資料を収集・保存すること、および会員相互の研究に連絡をはかることを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 例会、講演会、調査研究報告会等の開催。
- 2 研究紀要、機関誌、その他の出版物の刊行。
- 3 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(例会)

第5条 例会は、年6回以上開催する。

(研究紀要)

第6条 研究紀要は、年1回以上刊行する。研究紀要の投稿規定は別に定める。

第4章 会員

(会員)

第7条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、本会の会員から推薦された者とする。会員は会費の納入の義務を負う。

(名誉会員)

第8条 本会に著しく貢献した場合、理事会の議決により名誉会員とし、栄誉をたたえる。

(特別例会会員)

第9条 会員に準ずるものとして特別例会会員をおく。特別例会会員は役員の被選挙権がない。

(入会)

第10条 入会は、本会あてに書面による入会手続きをもって行う。

(退会)

第11条 退会は、本会あてに書面による退会手続きをもって行う。

第5章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 理事 若干名
- 会計監査 1名

(会長)

第13条 会長は本会を代表し、本会の責任を負う。

(理事)

第14条 理事は本会の事業を遂行する。会長に会務遂行不能の事故がある場合は、理事の一人が会長を代行する。理事は事務局を管理する。理事の数は5名以上とし、その数は会長が決定する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、理事によって構成され、会の運営を遂行する。理事会は年1回以上開催する。また、会長が必要と認めた場合、もしくは理事2人以上の開催要請があった場合、理事会を開催する。

(顧問)

第16条 本会に顧問を若干名おくことができる。顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。顧問は本会の重要な事項につき会長の諮問に応じて意見を述べる。

(事務局)

第17条 本会は会務を処理するために事務局をおく。事務局に管理、事務、会計の各担当をおく。各担当の人数は理事会で決定する。事務局には事務局長をおく。事務局長は理事が兼任し、理事会で決定する。

(管理担当)

第18条 管理担当は本会の事業で使用した資料および、記録の収集、保管をする。

(事務担当)

第19条 事務担当は本会の事業の事務処理を行う。

(会計担当)

第20条 会計担当は会計業務を行う。

(編集委員会)

第21条 本会に編集委員会をおく。編集委員会は第4条2の事業を遂行する。編集委員は総会によって決定する。編集委員会に編集委員長をおく。編集委員長は理事が兼任する。編集委員長は理事会で決定する。

(任期)

第22条 役員、編集委員の任期は1年とし、総会にて選出されるものとする。ただし、をさまたげない。

第6章 総会

(総会)

第23条 総会は本会において最高の決定機関である。全ての会員は総会に出席する権利を有する。

(開催)

第24条 定期総会は年1回開催する。なお必要に応じ臨時総会を開催することができる。総会の開催は理事会の協議を経るものとする。

第7章 会計

(経費)

第25条 本会の経費は、会費、その他の収入でまかなう。その他の経費は委員会で決定する。

(会費)

第26条 会員の会費は年3000円とする。特別例会会員の会費は年1000円とする。会員以外が例会等に参加する場合は、若干の資料代を別途徴収する。紀要執筆者については紀要発行時に別途費用を負担する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第28条 予算は総会の議決を必要とする。

(決算)

第29条 決算は会計年度終了後に会計監査を経て総会に報告する。

第8章 付則

(会則の改正)

第30条 本会則を変更するには理事会の協議を経て総会の議決を必要とする。

(付則)

第31条 本会則は1999年3月21日より施行される。

1999年3月21日制定

2000年5月13日改訂

2001年1月20日改訂

2001年5月19日改訂

6 . 規定

例会規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は本学会則に定めた例会に必要な事項を定める。

第2章 運営

(企画)

第2条 例会の日程、内容は理事会で決定する。

(事務局)

第3条 事務局は例会に関する事務、管理、会計を執り行う。

(管理担当)

管理部は例会に使用した当日出席の記録、研究発表および資料紹介等に使用した印刷資料および、その他の記録の収集、保管を行う。

(事務担当)

第4条 事務担当は例会の連絡通知、案内作成、会場の確保、会場掲示、会場設備などの事務処理を行う。

(会計担当)

第5条 会計担当は例会の諸費用についての管理、資料代の徴収などを行う。

第3章 発表

(発表者)

第6条 発表できる者は、本会員とする。但し、理事会の議決により本会員資格がなくとも発表することができる。

(発表種類)

第7条 発表できる内容は、次の通りとする。

1. 研究
2. 資料紹介
3. 講演

(未発表)

第8条 発表内容は他の学会・研究会で未発表のものとする。

(申し込み)

第9条 発表申し込みは随時受け付ける。

(発表要旨送付)

第10条 例会発表者は発表を行う30日前までに、発表要旨を5部、事務局あてに提出する。事務局は例会までに発表要旨を会長、理事および司会に配付する。

(配付資料送付)

第11条 例会発表者は発表を行う7日前までに、配布する資料を5部、事務局あてに提出する。事務局は例会までに配付資料を会長、理事および司会に配付する。

(配付資料用意)

第12条 発表者は当日までに発表資料を用意する。資料の部数については、別に定める。

第4章 著作権

(著作権)

第13条 例会で発表した記録の著作権は、当該発表者に帰属する。ただし、本会では本会で記録した発表要旨を、映像、音声記録を使用することができる。発表要旨は公開を原則とする。

(紛争)

第14条 発表内容について、著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合、当該発表者を当事者とする。

第5章 付則

第15条 本規定外の事項については、別に定める。

第16条 本規定の改訂は、理事会の協議を経て決定する。

第17条 本規定は2001年1月20日より施行する。

2001年1月20日施行

2001年5月19日改訂

研究紀要 投稿規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は本会会則に定めた研究紀要の編集等に必要な事項、ならびに投稿についての規定を定める。

(名称)

第2条 本会の研究紀要の名称を「国語教育史研究」とする。

(編集)

第3条 研究紀要の編集は編集委員会が行う。

(査読)

第4条 投稿は査読制とする。査読は査読委員によって行う。査読は1論文について複数の査読委員が行う。査読委員は理事会の選定を経て会長が委嘱する。理事または編集委員は査読委員を兼ねることができる。

第2章 内容

(種類)

第5条 研究紀要は次の種類によって構成する。

1. 研究論文
2. 資料紹介
3. 報告(シンポジウム、講演要旨を含む)
4. その他

第3章 投稿

(投稿者)

第6条 投稿できる者は、本会員とする。但し、編集委員会の3分の2以上の賛成により、本会員以外からの投稿を受け付けることができる。

(受付)

第7条 論文は随時受け付ける。提出する原稿は3部とする。

(受理日)

第8条 投稿は本会に到着した日をもって受理日とし、採用決定日を付記する。

(未発表)

第9条 投稿は未発表のものとする。二重投稿の場合は掲載しない。

(英文抄録)

第10条 英文抄録を1部添付する。英文抄録は、100～200語程度とする。英文抄録は、掲載が決定した後に提出する。

(掲載料)

第11条 掲載料は、一論文10,000円とする。但し、制限ページ数を超える場合、図、表、写真を入れる場合、別刷を希望する場合は実費相当額が請求される。

(配布)

第12条 掲載された者には、紀要を1部配布する。追加分については実相当額にて頒布する。

第4章 著作権

(著作編集権)

第13条 本会が編集発行する研究紀要の編集著作権は本会に帰属する。

(著作権)

第14条 研究紀要に掲載された個々の著作物の著作権は、当該著作物の著作権者に帰属する。

(紛争)

第15条 研究紀要に掲載された個々の著作物について、著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合、当該著作物の著作者を当事者とする。

第5章 原稿形態

(原稿形態)

第16条 投稿原稿は刷り上がりは8ページ、400字詰原稿用紙約39枚分以内とするが、編集委員会の判断により、その

上限を越えることを許可することができる。刷り上り1ページの字数は、横書きで23字×44行×2段=2024字とする。文字の大きさは約9ポイントとする。原則として横書きとするが、縦書きの部分が必要な場合は、その箇所のみ図として挿入する。

(1枚目)

第17条 一枚目は、1行目に原稿種別、2行目にタイトル、3行目にサブタイトル、5行目に氏名、8行目から本文とする。罫線は、1文字分、1行分使用する。小見出しは2行取り、上の1行を空けて、下の1行に記入すること。小見出しはゴシック体または大きな明朝体とする。

(書体の指定)

第18条 文中の活字書体の指定は明朝体とゴシック体の二種類とする。

(文字飾指定)

第19条 文字飾りは、下線、傍点のみとする。但し、古文、漢文などについての特殊な指定は相談の上、決定する。

第6章 会計

(予算)

第20条 研究紀要の編集、発行等の業務に必要な経費は本会予算より処理するものとする。但し、予算の必要上研究紀要の配布を有償として補助費を賄うこともできる。

(頒布)

第21条 研究紀要の頒布は、会員の場合は無償で1冊頒布する。特別例会会員は有償で頒布する。会員以外の場合は、発行経費に勘案して額を決定し頒布する。

第7章 付則

第22条 本規定外の事項については、別に定める。

第23条 本規定の改定は、理事会の協議を経て決定する。

第24条 本規定は1999年3月21日より施行する。

1999年3月21日施行

2000年5月13日改訂

2001年1月20日改訂

2001年5月19日改訂

国語教育史学会 入会申込書

年 月 日

欄は必須記入事項です。

名簿掲載不可の項目に「×」

	会 員 ・ 特別例会会員 (いずれかに)	
ふりがな		必須
氏 名		必須
自宅住所	〒 - 都・道・府・県	
自宅電話	- -	
自宅FAX	- -	
携帯・PHS等	- -	
e-mail	@ メール案内を希望する []	
勤務先・所属		
勤務先電話	- -	

事務部使用	年 月 日受理	年 月 日登録	
-------	---------	---------	--